

令和8年4月23日  
土木部交通安全自転車課

## 世田谷区レンタサイクル事業における盗難による自転車の紛失及び 備品管理について（報告）

### 1 主旨

令和7年11月30日をもって運営を終了した世田谷区レンタサイクル事業において、貸出用自転車の整理を進めたところ、指定期間中に盗難によって紛失していた電動アシスト自転車4台が発見に至らなかったため、その状況等について報告する。

### 2 概要

世田谷区レンタサイクル事業は、自転車総量の抑制と放置自転車対策に寄与してきたが、社会状況等の変化を踏まえ、令和7年第三回区議会定例会において、世田谷区立レンタサイクルポート条例を廃止し、令和7年11月30日をもって運営を終了した。

12月1日以降、指定管理者（（公財）世田谷区シルバー人材センター）において、各ポートの貸し出し用自転車の回収を進め、整理業務を行ってきた。その中で、これまでの指定管理者による運営期間中に、盗難により警察へ盗難届を提出していた自転車の4台は、指定管理期間の満了日まで捜索活動を継続するも発見等に至らなかった。

指定管理者は、盗難があった際、警察への盗難届の提出や区への報告を欠かさず行っていた。一方、各年度の備品の現物照合作業では、盗難自転車が後日発見等に至るケースも多く、戻ってくることから、自らの管理物であるという認識のもと、全ての自転車は存在する旨を区に報告していた。

このため、区では盗難自転車は全て発見等されたものと認識していたが、指定管理者としては継続して捜索等していたもので、指定管理期間の満了日となることから、紛失となる4台について、区備品管理台帳の登録を抹消した。

### 3 盗難発生から指定管理期間満了日までの経緯

平成30年10月25日

～令和7年8月31日 盗難発生（指定管理者等による警察への盗難届の提出）

令和7年11月30日 区レンタサイクルの運営終了

12月1日～16日 指定管理者が各ポートで在庫自転車台数の確認を実施

12月17日～ 指定管理者が過去に盗難届出済である自転車4台の所在が不明である旨を区に報告

（この間、捜索活動等を継続して実施）

令和8年3月31日 指定管理期間満了。過去に盗難届提出済である所在不明自転車4台の発見等に至らず

## 4 対象自転車

番号	規 格	取得年月日	盗難届出日	盗難場所
①	電動アシスト自転車 CY-SPA226	平成 22 年 1 月 20 日	H30.10.25	赤堤一丁目 18 番
②	パナソニックサイクルテック ビビ DX (BE-ELD635)	令和元年 6 月 24 日	R4.12.22	桜新町 ポート
③	パナソニックサイクルテック ビビ DX (BE-ELD636)	令和 2 年 10 月 16 日	R5.12.26	三軒茶屋中央 ポート
④	パナソニックサイクルテック ビビ DX (BE-ELD636)	令和 2 年 10 月 16 日	R7.8.31	桜上水南 ポート

## 5 盗難の状況と防犯対策

- (1) 1 台 (①) は、貸出中の利用者が商店敷地内駐輪場にて施錠し駐輪していたところ、盗難された。(利用者が警察へ盗難届提出。指定管理者は継続して警察と連携)
- (2) 3 台 (②③④) は、返却履歴が記録されていることからポートからの盗難であり、ポートを囲むフェンスやゲートに破損等がなかったことから以下が想定される。
- ・他の利用者のゲート出庫に合わせ、続いて間を開けずに出庫しての持ち去り
  - ・管理人不在の夜間に自転車を担ぎ上げる等ゲートを越えての持ち去り
  - ・返却履歴を残した上で、実際には返却せずそのままの持ち去り
- (3) 防犯対策
- ・施設はフェンスや自転車の出入口に開閉ゲートを設置(「別紙」写真参照)
  - ・ゲートは会員カードのタッチによる通過式(「別紙」写真参照)
  - ・無人管理の時間帯は電動アシスト自転車を施錠
  - ・全施設に防犯カメラを設置し盗難を抑止

## 6 盗難自転車に係る認識について

- (1) 指定管理者((公財)世田谷区シルバー人材センター)
- ・返却されない自転車や盗難自転車については、これまでも自らの捜索や警察への問い合わせ等で後日に返却又は発見に至ること、また、捜索中であっても自らの管理物であるとの認識のもと、備品台帳に記載の自転車は全て存在する旨、区へ報告していた。

※盗難(発見・返却)件数の例(令和4年度~令和7年度)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
盗難件数 (発見・返却)	21件 (20件)	12件 (11件)	8件 (8件)	8件 (7件)

注：返却・発見された年度は、盗難年度と同じとは限らない。

## (2) 世田谷区

- ・盗難自転車については、指定管理者からの月次報告において、都度、報告されていたが、各年度の指定管理者による現物照合確認では「全て存在する」と報告されていたことから、盗難自転車は、全て発見等されたとの認識であった。

## 7 区有備品である自転車の管理について

物品に事故等が発生した際には、世田谷区物品管理規則に基づき、会計課への事故報告を行うとともに、備品については、必要に応じて速やかに備品台帳の登録の抹消手続きを行う必要がある。

本件は、後日に返却又は発見に至ることがあるという認識から、警察に盗難届の提出は行われていたものの、備品台帳の登録の抹消手続きが未了だったものであり、今回、盗難による紛失を確認したため、当該自転車4台を備品台帳より登録を抹消した。

## 8 今後の対応

レンタサイクル事業は終了したが、本件を踏まえ今後、(公財)世田谷区シルバー人材センターが指定管理者となる区立自転車等駐車場指定管理業務において、区有備品等の管理に関して、指定管理者との連絡体制の強化と適切な指導監督を行う。

また、盗難防止対策として注意喚起や啓発を引き続き継続するとともに、本件4台の盗難自転車が発見等された場合は、速やかに区へ報告させることとしている。

【入庫・出庫方法】



【がやリン自転車入出用ゲート】

